

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

一般行政職(市長部局、各行政委員会等)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
一般任用 職員相当 1級	主事の職務で三条市一般任用 職員に関する規則(平成23年三 条市規則第10号。以下「規則」と いう。)に定めるⅡ類一般任用職 員が従事する業務に相当する業 務を行う職務	0	0.0		計	0	167	33.7	主事級
一般任用 職員相当 2級	主事又は技師の職務で規則に 定めるⅠ類一般任用職員が従 事する業務に相当する業務を行 う職務	13	2.6	主事	8				
				技師	5				
1級	主事又は技師の職務	73	14.7		計	13			
				主事	65				
2級	主事又は技師の職務で相当高 度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	81	16.3	技師	8				
					計	73			
3級	主任の職務	165	33.3	主事	71				
				技師	10				
4級	係長の職務	88	17.7		計	81			
				主任	165				
5級	課長補佐の職務	39	7.9		計	165			
				主任	6				
6級	課長の職務	30	6.0	係長	57				
				主査	22				
7級	部長の職務	7	1.4	グループ長	3				
					計	88			
8級	課長補佐の職務	39	7.9	課長補佐	22				
				室長	2				
9級	課長の職務	30	6.0	次長	4				
				所長	9				
10級	部長の職務	7	1.4	場長	2				
					計	39			
11級	課長の職務	30	6.0	会計管理者	1				
				課長	23				
12級	課長の職務	30	6.0	室長	2				
				主幹	2				
13級	部長の職務	7	1.4	サービスセンター長	2				
					計	30			
14級	部長の職務	7	1.4	部長	6				
				社会福祉事務所長	1				
15級	部長の職務	7	1.4		計	7			
合計		496	100.0	※職員数には再任用職員を含む。					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

技能労務職(市長部局、各行政委員会等)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 級	規則に定めるⅢ類一般任用職 員が従事する業務に相当する業 務を行う職務	6	6.6	技士 管理士	2 4	91	100.0	技 士 級
				計	6			
1級	一般技能職員及び一般労務 職員の職務	0	0.0					
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要と する作業を行う技能職員及び労 務職員の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	特に高度の技能又は長期の経 験を必要とする作業を行う技能 職員及び労務職員の職務	3	3.3	調理士	3			
				計	3			
4級	市長が職務の内容、責任の度 合等からみて、特に重要な業務 を所掌すると認める職務	52	57.1	技士 管理士 調理士	15 13 24			
				計	52			
5級	4級の項に掲げる職務で特に 長期の経験を必要とする業務を 行う職務	30	33.0	技士 管理士 調理士	11 12 7			
				計	30			
合計		91	100.0	※職員数には再任用職員を含む。				

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

消防職

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内 訳		職制上の段階						
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階				
一般任用 職員相当 級	規則に定める一般任用職員が 従事する業務を考慮して消防長 が別に定める業務を行う職務	0	0.0			55	36.4	係 員 級				
				計	0							
1 級	1 消防副士長の職務 2 消防士の職務	40	26.5	係員	3							
				隊員	37							
				計	40							
2 級	消防士長の職務	15	9.9	隊員	15							
					計	15						
3 級	1 消防司令補の職務 2 消防士長の職務で相当高度 の知識又は経験を必要とする業 務を行う職務	61	40.4	副小隊長	19	55	36.4	主 任 級				
				主任	9							
				分隊長	22							
								副分隊長	5	28	18.5	係 長 級
								係長	4			
								小隊長	2			
								計	61			
4 級	1 消防司令の職務 2 消防司令補の職務で相当高 度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	31	20.5	係長	4	9	6.0	課 長 補 佐 級				
				小隊長	15							
				分遣所長	3							
								課長補佐	3			
								署次長	4			
								分署長	2			
								計	31			
5 級	1 消防司令長の職務 2 消防司令の職務で相当高度 の知識又は経験を必要とする業 務を行う職務	2	1.3	課長	2	3	2.0	課 長 級				
					計				2			
6 級	消防司令長の職務で消防長が 職務の内容、責任の度合等から みて特に重要な業務を所掌する と認める職務	1	0.7	本部次長	1							
					計				1			
7 級	消防監の職務	1	0.7	消防長	1	1	0.7	部 長 級				
					計				1			
合 計		151	100.0									

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

一般行政職(水道企業職員)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 1級	主事の職務で規則に定めるⅡ 類一般任用職員が従事する業 務に相当する業務を行う職務	0	0.0	計	0	1	7.7	主 事 級
一般任用 職員相当 2級	主事又は技師の職務で規則に 定めるⅠ類一般任用職員が従 事する業務に相当する業務を行 う職務	1	7.7	技師	1			
				計	1			
1級	主事又は技師の職務	0	0.0	計	0			
2級	主事又は技師の職務で相当高 度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	0	0.0	計	0	7	53.8	主 任 級
3級	主任の職務	7	53.8	主任	7			
				計	7	2	15.4	係 長 級
4級	係長の職務	2	15.4	係長	2			
				計	2	2	15.4	課 長 補 佐 級
5級	課長補佐の職務	2	15.4	課長補佐 場長	1			
				計	2	1	7.7	課 長 級
6級	課長の職務	1	7.7	課長	1			
				計	1	0	0.0	部 長 級
7級	部長の職務	0	0.0	計	0			
合計		13	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

技能労務職(水道企業職員)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内 訳		職制上の段階																	
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階															
一般任用 職員相当 級	規則に規定するⅢ類一般任用 職員が従事する業務に相当する 業務を行う職務	1	12.5	技士	1	8	100.0	技 士 級															
				計	1																		
1級	一般技能職員及び一般労務職 員の職務	0	0.0																				
				計	0																		
2級	相当の技能又は経験を必要と する作業を行う技能職員及び労 務職員の職務	0	0.0																				
				計	0																		
3級	特に高度の技能又は長期の経 験を必要とする作業を行う技能 職員及び労務職員の職務	0	0.0																				
				計	0																		
4級	市長が職務の内容、責任の度 合等からみて、特に重要な業務 を所掌すると認める職務	5	62.5	技士	5																		
				計	5																		
5級	4級の項に掲げる職務で特に 長期の経験を必要とする業務を 行う職務	2	25.0	技士	2																		
				計	2																		
合 計		8	100.0																				